第5章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

5.1 計画段階環境配慮書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解

5.1.1 計画段階環境配慮書について述べられた熊本県知事の意見

「熊本県環境影響評価条例」（平成 12 年条例第 61 号）の規定に基づき、熊本県知事に送付した配慮書についての熊本県知事意見は次のとおりである。

「(仮称) 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業　計画段階配慮書」についての知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成に当たっては、次の事項について十分に勘案すること。

[全体事項]

（１） 事業の目的であるエネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成において、周辺の環境に十分配慮することで、全国のモデル事業となるよう努めること。

（２） 廃棄物処理施設関連事業の実施には、地域住民の理解が重要であるため、方法書以降の環境影響評価において、説明会等で丁寧な説明を行うよう努めること。

（３） 事業により設置される各施設に起因する影響要因による複合的な影響を予測及び評価すること。

（４） 事業計画の検討に当たっては、施設及び車両が及ぼす周辺環境及び交通安全への影響を考慮し、施設の配置及び構造並びに車両動線等を検討すること。

（５） 施設内に展望スペースを作る、地域コミュニティを重視した資源回収施設を作る、環境学習施設とするなどの方法により、地域住民に対する還元を検討すること。

[大気環境]

（１） 施設に設置される送風機等から低周波音が発生する懸念があることから、低周波音を環境影響評価項目として選定する必要がないか検討すること。

〈大気質〉

（１） 大気質に係る調査、予測及び評価にあたっては、環境の 保全についての配慮が特に必要な施設等の配置の状況を踏まえて 地点の選定を行ったうえで、その影響が最小限となるよう取り組むこと。

[水環境]

（１） クローズドシステムを基本とする排水計画において、緊急時や定期補修時における焼却炉等停止中の汚水処理方法について明らかにすること。なお、屋内の床洗浄や洗車等の汚水発生源についても可能な限り具体的に示すこと。

〈地下水〉

（１） 想定されている地下水の揚水による近隣の小河川や地下水等への局所的な影響の可能性は否定できない。そのため、事業実施想定区域及びその周辺の地下水量への影響について、適切に調査、予測及び評価するとともに、事業実施後における周辺井戸の水位の調査について検討すること。

【動物・植物・生態系】

〈動物〉

（１） 哺乳類の調査にあたっては、カモシカ等の大型哺乳類を調査するための自動撮影法並びにコウモリ類を調査するためのカスミ網による捕獲及びバットディテクターによる音声の記録等の手法を検討すること。また、コウモリ類の調査にあたっては、渡りを行う種を考慮したうえで調査期間等を検討すること。

（２） 『熊本県産鳥類目録』は、平成 27 年（2015 年）5 月までの調査結果を基に作成されており、その後の調査で御船町においてクマタカが確認されている。そのため、調査対象の検討にあたっては、最新の生物の生息状況を確認すること。

[景観・人と自然との触れ合い活動の場]

〈景観〉

（１） 施設の外観の設計にあたっては、周辺からの景観に配慮し、環境影響の低減を検討すること。

（２） 上野保育園周辺及び鼎春園からの景観について、調査、予測及び評価を行う必要がないか検討すること。

[文化財]

〈文化財〉

（１） 事業実施想定区域は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、現地で土器片を確認したことから、埋蔵文化財が存在する可能性は高い。文化財について適切な調査、予測及び評価を検討すること。

[その他]

〈交通安全〉

（１） 事業実施想定区域周辺の道路は、近隣の小学校の通学路等として利用されている。また、事業により当該道路の車両の通行量が増加することが懸念される。そのため、搬出入ルートにおいて、交通安全及び一般車両等の通行への影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、具体的な対策を講じること。

5.1.2 熊本県知事の意見についての事業者の見解

配慮書についての熊本県知事の意見及びこれに対する事業者の意見は、表 5.1-1 に示すとおりである。なお、表中の図番号は、方法書におけるものである。

表 5.1-1(1)　配慮書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（全体事項）

項目	事項	意見	見解及び対応
全体事項	全般	事業の目的であるエネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成において、周辺の環境に十分配慮することで、全国のモデル事業となるよう努めること。	本事業の目的であるエネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成については、その意義やエネルギーの利活用方法を十分に説明し、施設周辺地域や環境に配慮した全国のモデル事業となるよう努めます。
	住民への説明	廃棄物処理施設関連事業の実施には、地域住民の理解が重要であるため、方法書以降の環境影響評価において、説明会等で丁寧な説明を行うよう努めること。	本事業を進めるに当たっては、説明会等で丁寧な説明に努めます。
	複合的影響	事業により設置される各施設に起因する影響要因による複合的な影響を予測及び評価すること。	各施設に起因する環境影響について、それらを複合的に調査・予測・評価を行います。
	交通	事業計画の検討に当たっては、施設及び車両が及ぼす周辺環境及び交通安全への影響を考慮し、施設の配置及び構造並びに車両動線等を検討すること。	交通を環境影響評価項目として選定し、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 また、搬入車両が敷地外の道路に滞留することがないように、施設配置や敷地内の車両動線等を設計します。
	地域住民への還元	施設内に展望スペースを作る、地域コミュニティを重視した資源回収施設を作る、環境学習施設とするなどの方法により、地域住民に対する還元を検討すること。	事業者の出資企業が運営している施設では、地域の方々がいつでも集える交流スペース（集会所等）の設置や、環境学習の受入れ、出前講座及び住民向けの施設見学会を実施していることから、本事業でも同様のことを行いたいと考えています。

表 5.1-1(2)　配慮書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（大気環境）

項目	事項	意見	見解及び対応
大気環境	低周波音	施設に設置される送風機等から低周波音が発生する懸念があることから、低周波音を環境影響評価項目として選定する必要がないか検討すること。	低周波音を環境影響評価項目として選定し、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
	大気質	大気質に係る調査、予測及び評価にあたっては、環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の配置の状況を踏まえて地点の選定を行ったうえで、その影響が最小限となるよう取り組むこと。	大気質に係る調査、予測及び評価にあたっては、配慮書で実施した大気質の予測結果を踏まえ、環境の保全に特に配慮が必要な施設等の配置の状況を踏まえて地点の選定を行った上で、その影響が最小限となるよう取り組みます。

表 5.1-1(3)　配慮書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（水環境）

項目	事項	意見	見解及び対応
水環境	排水計画	クローズドシステムを基本とする排水計画において、緊急時や定期補修時における焼却炉等停止中の汚水処理方法について明らかにすること。なお、屋内の床洗浄や洗車等の汚水発生源についても可能な限り具体的に示すこと。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。なお、ご意見を踏まえ、給排水計画のフロー図を図 2.2-14 に示しました。 定期補修時や緊急時等、エネルギー回収施設（焼却施設）が停止中においてもプラント排水が十分に貯水できる容量を有する水槽を設置します。それでも対応できない場合は、プラント排水を適正に処理できる処理業者に委託処理を行います。
	地下水	想定されている地下水の揚水による近隣の小河川や地下水等への局所的な影響の可能性は否定できない。そのため、事業実施想定区域及びその周辺の地下水量への影響について、適切に調査、予測及び評価するとともに、事業実施後における周辺井戸の水位の調査について検討すること。	地下水を環境影響評価項目として選定し、地下水について詳細な調査（ボーリング調査、揚水試験、周辺既存井戸調査等）及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、地下水・湧水等への影響を回避又は低減できるよう、努めます。

表 5.1-1(4)配慮書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解
（動物・植物・生態系）

項目	事項	意見	見解及び対応
動物・植物・生態系	動物	哺乳類の調査にあたっては、カモシカ等の大型哺乳類を調査するための自動撮影法並びにコウモリ類を調査するためのカスミ網による捕獲及びバットディテクターによる音声の記録等の手法を検討すること。また、コウモリ類の調査にあたっては、渡りを行う種を考慮したうえで調査期間等を検討すること。	ご意見を参考に、方法書において調査方法を検討しました。また、その内容に基づいた詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、動物、植物への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
		『熊本県産鳥類目録』は、平成 27 年（2015 年）5 月までの調査結果を基に作成されており、その後の調査で御船町においてクマタカが確認されている。そのため、調査対象の検討にあたっては、最新の生物の生息状況を確認すること。	方法書において記載を追加しました。

表 5.1-1(5)　配慮書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解
（景観・人と自然との触れ合い活動の場）

項目	事項	意見	見解及び対応
景観・人と自然との触れ合い活動の場	景観	施設の外観の設計にあたっては、周辺からの景観に配慮し、環境影響の低減を検討すること。	周辺からの景観に、配慮した設計を行います。
		上野保育園周辺及び鼎春園からの景観について、調査、予測及び評価を行う必要がないか検討すること。	方法書において影響範囲を踏まえて、調査地点に選定しました。

表 5.1-1(6)　配慮書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（文化財）

項目	事項	意見	見解及び対応
文化財	文化財	事業実施想定区域は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、現地で土器片を確認したことから、埋蔵文化財が存在する可能性は高い。文化財について適切な調査､予測及び評価を検討すること。	文化財を環境影響評価項目として選定し、今後、御船町教育委員会と意見交換しながら､対策や調査を検討します。

表 5.1-1(7)　配慮書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（その他）

項目	事項	意見	見解及び対応
その他	交通安全	事業実施想定区域周辺の道路は、近隣の小学校の通学路等として利用されている。また、事業により当該道路の車両の通行量が増加することが懸念される。そのため､搬出入ルートにおいて、交通安全及び一般車両等の通行への影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、具体的な対策を講じること。	安全（交通）を環境影響評価項目として選定し、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。

5.2 計画段階環境配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

5.2.1 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧等

「熊本県環境影響評価条例」（平成 12 年条例第 61 号）の規定に基づき、配慮書の公告及び縦覧等を実施した。その内容については、以下に示すとおりである。

(1) 配慮書の公告、縦覧

① 公告の日

令和 5 年 1 月 24 日（火）

② 公告の方法

(a) 熊本県公報による公告

令和 5 年 1 月 24 日付の熊本県公報に「公告」を掲載した。

(b) ホームページへの掲載

上記の公告に加え、事業者の出資企業である石坂グループのホームページに令和 5 年 1 月 24 日（火）より配慮書の公表、公告等の「お知らせ」を掲載した。

(c) 縦覧場所

配慮書の縦覧場所は、以下に示す 4 か所とした。

①株式会社シムファイブス事務所
②熊本県庁（行政棟本館 1 階情報プラザ）
③御船町役場（環境保全課）
④益城町役場（住民課）

(d) 縦覧期間

配慮書の縦覧期間は令和 5 年 1 月 24 日（火）から令和 5 年 2 月 24 日（金）までとした。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

縦覧時間は午前 9 時から午後 5 時までとした。

(e) 縦覧者数

縦覧者数は、御船町役場で 1 名の記録があった。益城町、熊本県庁、株式会社シムファイブス事務所で縦覧者はいなかった。

(f) インターネットの利用

事業者の出資企業である石坂グループのホームページへのアクセス数は、図書（配慮書）が 1,544 件、お知らせが 547 件であった。

(2) 配慮書についての意見の把握

「熊本県環境影響評価条例」（平成 12 年条例第 61 号）の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受けた。

① 意見書の提出期限

意見書の提出期限は、令和 5 年 1 月 24 日（火）より、令和 5 年 2 月 24 日（金）までとした（当日消印有効）。

② 意見書の提出方法

意見書の提出方法は、下記のとおりとした。

(a) 縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱へ書面で投函

(b) 事業者への郵送による書面の提出

③ 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 261 通（241 名）、なお本事業における環境保全の見地からの意見の総数は 1,301 件であった。

5.2.2 一般の意見の概要についての事業者の見解

配慮書についての一般の意見の概要に対する事業者の見解は、表 5.2-1 に示すとおりである。なお、提出された意見には、同じ内容のものや同じ趣旨のものが複数あったことから、それらはひとつに集約した上で、意見の概要として掲載している。なお、表中の図表番号及びページ番号は、方法書におけるものである。

表 5.2-1(1)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	ごみ処理施設の建設が、産業廃棄物の処理が主となる施設の建設へと事業変更されたいきさつが今でも不可解であり、住民の不信感を招いている。住民に対してしっかり丁寧に説明してほしい。	これまで御船町主催による説明会に事業者も参加し、事業計画の説明を実施しています。 今後も環境影響評価の手続きの中で、説明会を開催し、事業に対してご理解が得られるよう、丁寧な説明に努めます。
2	建設予定地の土地は、自治体から譲渡されたのか。	建設予定地の土地は譲渡ではなく、有償で借り受ける予定です。
3	公的機関の運営とは異なり、民間企業の運営とあっては、どうしても営利目的優先となり、安全管理やメンテナンス、環境対策がおざなりになってしまうのではないかという懸念がある。	各種モニタリング結果を含めた施設の稼働状況や経営状況などを監視していただくために、上益城郡5町からの一部出資を可能としています。
4	エネルギー回収とは、どのようなエネルギーが回収されるのか。それが地域住民のためになるのか。	エネルギー回収施設（メタン発酵施設）では、メタン菌の働きにより有機物を分解し、バイオガスを発生させて、そのバイオガスを用いて発電し、電気を地域で利活用（売電）します。エネルギー回収施設（焼却施設）では、廃棄物の焼却時に得られる高温の排ガスから間接的に蒸気を作り出し、その蒸気を用いて発電し、電気を自家消費・地域で利活用（売電）します。これらの電気は、化石燃料を使用しない非化石エネルギーであり、近年、カーボンニュートラルに向けて非化石エネルギーを使用したいという企業が増加していることから、そういった企業の誘致に繋がると考えています。 また、ビニールハウスへの蒸気供給や蓄熱により既存の温浴施設の熱源としての利活用も検討することで、エネルギーの地産地消による地域振興に貢献する計画です。
5	上益城郡 5 町の一般廃棄物処理施設計画にもどしてほしい。 今の事業計画は想定外の話で大規模すぎる。その場で出たごみを各都市で処分・管理できる形をとってほしい。 どこからどのような産業廃棄物が運び込まれてくるのか。	本事業は確定されたものではなく、環境アセスメント結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断されるものであると考えています。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画です。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、一部九州以外からも集荷する可能性はあります。

表 5.2-1(2)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
6	建設予定地は人の生活圏であり、人体への影響が考えられ、水源地も近い。建設予定地の再考は可能であるか。	本事業は覚書、基本協定書に基づき計画・検討を進めていることから、事業計画地の変更は考えておりませんが、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
7	事業者の都合良い環境アセスメントであってはならない。	環境アセスメントは、事業者と資本関係のない第三者に委託して実施し、作成する資料は誰でも見ることができるようにするとともに、説明会を開催し、住民や県からの意見を踏まえて、より良い事業となるように取り組んで参ります。
8	もっと広く専門家、有職者方々のご意見を集め更に適切な場所、そしてより根本的解決となる考え、どうしたら要らなくなるのかにシフトしてほしい。	本事業は覚書、基本協定書に基づき計画・検討を進めていることから、事業計画地や事業計画の根本的な変更は考えておりませんが、熊本県環境影響評価条例に従い、方法書の内容は、環境影響評価審査会にて学識経験者や専門家の委員の審査を受けて妥当性を審査して頂き、その結果を踏まえて現地調査を実施することになります。 今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
9	世界の潮流として 2050 年にカーボンニュートラルを目指している中で、日本のようにごみ処理に「焼却」を選択している国は少数派である。このような時代に大規模な廃棄物の焼却施設を建設すること、そして重油を使って廃棄物を焼却し、多くの CO_2 を排出することは地球環境保全に逆効果であり、見過ごせない。 自治体と住民はお互い力を合わせて、財政的負担と環境への負荷をバランスよく考えて、知恵を出し合い、ごみ問題に取り組まなければ”カーボンニュートラル”な未来はとてもやってこないと思う。 利益を出さなければいけない企業の立場からは、とても難しいこととは思うが、未来のことをぜひ考えて、企業側からも力を貸してほしい。	日本は国土が狭く、最終処分場の確保も難しいという背景から、廃棄物は 3R の推進や焼却等の減容化による埋立が進められてきました。 しかし、本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギーを回収する計画となります。 焼却施設では化石由来プラスチックと廃油を焼却した重量に応じて温室効果ガス排出量がカウントされ、バイオマス由来の廃棄物を焼却しても温室効果ガス排出量はカウントされません。2030 年に向けては、プラスチック・廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが社会情勢として進むため、焼却処理による温室効果ガス排出量は自然と減少する見込みです。2030 年以降 2050 年に向けて、技術やコスト面での課題を解決することにより、廃棄物を焼却して発生する排ガスから CO_2 を回収し、回収した CO_2 を有効利用することでカーボンネガティブを目指す考えです。
10	ごみを 1 ヵ所に集めて処理しようという考えは、SDGs の理念に反する。緑豊かな自然豊かな清らかな水の流れる御船町に負荷をかけるような施設の建設には反対である。	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 また、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において産業廃棄物と一般廃棄物（災害廃棄物を含む）の両方を適正に処理し、資源循環の取組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画です。 今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。

表 5.2-1(3)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
11	覚書と基本協定書そのものと締結に至るまでのプロセスの詳細は、上益城郡 5 町および事業者のホームページで確認することができなかった。誰でも見られるように公開すべきである。行政からの委託は、入札を経るのが通常ではないか。 「環境アセスメントの結果、上益城郡 5 町が本事業の計画を適切であると判断した場合」とあるが、上益城郡 5 町が計画を適切であると判断する手続きは具体的にどういうものか説明を求める。	覚書、基本協定書、これまでの記録について、事業者からの公表は予定していません。 本事業計画は確定されたものではなく、環境アセスメント結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断されるものであると考えています。 また、その手続きの方法については、上益城郡 5 町への意見であることから、事業者からの回答は控えさせていただきます。
12	一般廃棄物の処理責任は市町村長であり、一般廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に丸投げできない。	一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自家処理・民間委託など）は市町村の判断となります。 民間委託の場合においても、一般廃棄物の処理責任は市町村にありますので、各種モニタリング結果を含めた施設の稼働状況や経営状況などを監視していただくために、上益城郡 5 町からの一部出資を可能としています。
13	上益城広域連合で造成した上、新会社に有償で貸し付けるとあるが、契約書を公開してください。仮に何らかの理由で事業が行き詰ったとき原状復帰の責任は誰にありますか。 新会社に対して、上益城郡 5 町からの一部出資も可能とするとあるが、何のためですか。	環境アセスメントの結果、上益城郡 5 町が本事業の計画を適切であると判断された後に、土地の貸付契約が交わされるものであると考えています。また、契約後の土地の原状回復責任は事業者にあると考えています。 民間委託の場合においても、一般廃棄物の処理責任は市町村にありますので、各種モニタリング結果を含めた施設の稼働状況や経営状況などを監視していただくために、上益城郡 5 町からの一部出資を可能としています。
14	世界情勢が不安定な中、有事の際の輸入ストップや価格の高騰などの要因はどのように織り込まれているのか。	水道光熱費や消耗品費、修繕費などの価格高騰リスクは事業者が負うことになりますが、上昇分は処理費への価格転嫁も必要になると考えています。
15	上益城郡 5 町のごみ処理施設にした場合の 20 年の御船町の財政見込み、御船町のみのごみ処理施設にした場合の 20 年の御船町の財政見込み、現行の産廃処理施設にした場合の 20 年の御船町の財政見込みの 3 つをもっと具体的に説明して、御船町に対するメリットを示してほしい。	御船町への意見であることから、事業者からの回答は控えさせていただきます。
16	住民サイドに立った行政の英断を期待したい。	上益城郡 5 町への意見であることから、事業者からの回答は控えさせていただきます。
17	大規模施設となるため、環境に影響のある項目の調査と地域住民に対する十分な説明を行い、住民や関係自治体などの意見を聞くべきである。	計画段階配慮事項として選定しなかった項目についても、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 配慮書については、事業者の出資企業のホームページへの掲載や縦覧だけでなく、熊本県の公報・ホームページへの掲載や情報プラザでの縦覧、関係町での掲示板・ホームページ・広報誌への掲載や縦覧により、広く一般に公表しました。また、説明会を開催し、一般の方や関係町からご意見をいただいています。 今後も環境影響評価の手続きの中で、説明会を開催し、事業に対してご理解が得られるよう、丁寧な説明に努めます。
18	日頃からの石坂グループへの感謝の言葉を述べると共に私達に出来ること 「家庭ごみ」 を減らす努力を今後とも地道に続けていきたい。	国民一人一人が廃棄物の 3R を推進いただくことで循環型社会の実現に繋がると考えています。

表 5.2-1(4)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
19	ごみ処理施設においては上益城郡 5 町問題であり、ごみ減量に努めなければならないが、まだ、その努力がなされておらず、町行政も意識が薄いし、消極的である。私たちの努力によっては、ごみは資源となり減量され施設も小規模になる可能性が高い。何の努力もないまま、民間業者の大規模施設に丸投げは SDGs の逆行である。	上益城郡 5 町への意見であることから、事業者からの回答は控えさせていただきますが、国民一人一人が廃棄物の 3R を推進いただくことで循環型社会の実現に繋がると考えています。
20	産業廃棄物の県外への排出量が多いのなら、まずは熊本県内での産業廃棄物の減量に努めるべきであると考える。 産業廃棄物が多い企業に減量を求め具体的な案を出してもらって下さい。	企業活動に伴い生じた産業廃棄物の減量は、処理業者の責務ではなく、排出事業者の責務であると考えています。
21	今回の上益城郡 5 町の一般廃棄物処理をめぐっては、上益城郡 5 町と住民がごみ問題を通して限りある資源を大切にし、環境負荷を減らして循環型社会を実現する＝SDGs の推進を話し合う絶好の機会だと思う。 上益城郡 5 町が本気で SDGs の指針に沿って、町民に協力を呼びかけ、家庭ごみの更なる分別を進めてごみ減量が実現すれば、ごみ焼却能力に余裕のある熊本市に委託することが可能となり、上益城郡 5 町の焼却施設建設が不要となり、更なる町民の負担軽減となる可能性がある。	国民一人一人が廃棄物の 3R を推進いただくことで循環型社会の実現に繋がると考えています。 また、上益城郡 5 町から熊本市への可燃ごみの委託については、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。
22	事業名称が仮称となっているのはなぜか。	配慮書段階では仮称としていましたが、方法書段階以降は（仮称）を除き「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業」を対象事業の名称とします。
23	熊本県内処理を推進するならば、隣接他県の他県内処理も推進しなければならない。他県からの廃棄物搬入ができなくなると経営的にも打撃になると思える。加えて九州圏内の環境保全を資する目的があっても良いのではないか。熊本県内処理の推進は九州圏内処理推進に改める必要があるのではないか。 熱回収で廃棄物発電はエネルギーの有効活用ではあるが、リサイクル率を高めることにはならない。熱回収の原則はマテリアルリサイクルができない廃棄物を熱回収することにある。熱回収はサーマルリカバリー、あるいはエナジーリカバリーでありサーマルリサイクルとは言わない。	熊本県内での事業計画であることから、まずは県内処理の推進を第一優先と考えています。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギーを回収する計画であることから、持続可能な循環型社会に貢献できると考えています。 なお、環境省は環境・循環型社会白書において、熱回収のことをサーマルリサイクルと表現しており、これに合わせています。
24	令和 7 年よりごみ処理は熊本市に委託するとなっていて、過疎地域で新たにごみ処理施設を建設することの意味が分からない。また、施設を設置しないと上益城郡 5 町の廃棄物処理が地域内でできなくなるという意味が分からない。	上益城郡 5 町から熊本市への可燃ごみの委託については、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。

表 5.2-1(5)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
25	施設規模が大きく、しかも産業廃棄物が大部分を占め、ほとんどが郡外からの産業廃棄物と考えられ、不必要に巨大な施設と言える。 また、「熱エネルギーを最大限に回収して地域に還元する」とあるが、発電した電気は売電され、企業の収益となり具体的に地域に還元されるものは無いようである。 施設の建設地は、上益城広域連合で造成した上で、新会社に有償で貸し付けられることになっており、上益城郡 5 町の一般廃棄物処理の委託処理費用は業者の言いなりになる可能性がある。また、出資を上益城郡 5 町に押しつけられる可能性もある。	エネルギー回収施設（メタン発酵施設）では、メタン菌の働きにより有機物を分解し、バイオガスを発生させて、そのバイオガスを用いて発電し、電気を地域で利活用（売電）します。エネルギー回収施設（焼却施設）では、廃棄物の焼却時に得られる高温の排ガスから間接的に蒸気を作り出し、その蒸気を用いて発電し、電気を自家消費・地域で利活用（売電）します。これらの電気は、化石燃料を使用しない非化石エネルギーであり、近年、カーボンニュートラルに向けて非化石エネルギーを使用したいという企業が増加していることから、そういった企業の誘致に繋がると考えています。 また、ビニールハウスへの蒸気供給や蓄熱により既存の温浴施設の熱源としての利活用も検討することで、エネルギーの地産地消による地域振興に貢献する計画です。 各種モニタリング結果を含めた施設の稼働状況や経営状況などを監視していただくために、上益城郡 5 町からの一部出資を可能としています。
26	エネルギー回収施設（焼却施設）の処理過程で発生する熱エネルギーやエネルギー回収施設(メタン発酵施設)で発生するバイオガスを電気や熱に転換し、地域で活用する資源循環のモデルとなるとあるが、そのことを具体的に説明してほしい。 地域でどのように活用するのか、活用方法を具体的に記載してほしい。	エネルギー回収施設（メタン発酵施設）では、メタン菌の働きにより有機物を分解し、バイオガスを発生させて、そのバイオガスを用いて発電し、電気を地域で利活用（売電）します。エネルギー回収施設（焼却施設）では、廃棄物の焼却時に得られる高温の排ガスから間接的に蒸気を作り出し、その蒸気を用いて発電し、電気を自家消費・地域で利活用（売電）します。これらの電気は、化石燃料を使用しない非化石エネルギーであり、近年、カーボンニュートラルに向けて非化石エネルギーを使用したいという企業が増加していることから、そういった企業の誘致に繋がると考えています。 また、ビニールハウスへの蒸気供給や蓄熱により既存の温浴施設の熱源としての利活用も検討することで、エネルギーの地産地消による地域振興に貢献する計画です
27	地域に貢献というならば、電気、メタンガス、堆肥等は地域に無償又は安価で提供すべきだが、その売買で事業として利益が確保されるのか。 大量の熱が発生されると予想されるが、温暖化の原因とはならないのか。発電に関しては本施設で発電されるのではなく、発生したバイオガスを企業に売る、となっているが具体的な売買先、質量等を教えてもらいたい。	売電、熱供給、堆肥販売で利益を確保するのではなく、あくまで廃棄物処理で利益を確保する計画です。 エネルギー回収施設（メタン発酵施設）で発生するバイオガスを企業に販売するのではなく、発生するバイオガスを用いて発電し、電気を地域で利活用（売電）します。
28	今回の廃棄物処理施設建設についての意見はないが、今後のこの地域の人口比率がどうなるか心配である。若い人材の流出が止まらないままの状態で良いのか。若い世代又は外部から住みやすい地域づくりが大切ではないか。	本事業では、施設を運転管理するための人材雇用が必要になります。御船町の若い世代が当社で働きたい・働いてみたいと言っていただけるように、精進して参ります。
29	今までと同様、個人でトラック搬入しても良いのか。	今後、上益城郡 5 町と協議し、個人や事業者による直接持込の廃棄物の範囲を決定したいと考えています。
30	御船町でできるこの処理場について、ぜひ、世界のトップレベルとなり、注目を集めてほしい。	日本の焼却技術は世界でもトップレベルであると考えています。
31	計画している新施設の耐用年数は何年の計画か。作るのであれば、耐用年数を可能な限り延ばす設計をしてほしい。	可能な限り長期間供用できるよう設計するとともに、設備の適切な維持管理に努めます。

表 5.2-1(6)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
32	事業実施想定区域の外側に造成緑地部や切土部があるのはどういうことか。図面が正確ではないのか。	配慮書段階ではあくまで事業実施想定区域を示したものであり、今後の詳細設計により事業実施区域を確定します。
33	緑地の維持に除草剤を使用すれば、土壌汚染や地下水へも影響が考えられる。広い土地になるので、緑地整備の際の環境への配慮を示してほしい。	平常時の緑地管理には農薬を使用しません。なお、植栽木に害虫被害等が発生した場合においては、害虫駆除を目的として農薬を使用します。
34	事業実施想定区域内の緑地の部分はどのような状態の土地利用がされるのか。	土地の造成工事に伴い、残置森林・造成森林（植生）を行う部分になります。
35	廃棄物の形状や量のバランスなどによって発生する化学物質も変わってくるため、取り扱う廃棄物の予定量を示してほしい。	方法書の表 2.2-3～表 2.2-6 に産業廃棄物の種類毎の予定量を記載していますが、あくまで現段階の想定であり、今後の詳細検討で決定します。
36	御船町の産廃処理施設も建設中の間は熊本市の設備を利用するとのことだが、排出される廃棄物の削減と合わせて、既存の処理施設を活用すれば、御船町の設備は新設不要なのではないか。	上益城郡 5 町から熊本市への可燃ごみの委託については、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。
37	県外への搬出量については、県内搬入量 88 千ｔを引いた約 339 千ｔ÷365 日=約 929ｔ/日として計算すべきである。その場合、合計 1310ｔ/日の処理能力を有する施設を、県内に配置しなければならない理由がさらに不明瞭となる。 また、リサイクル施設の計画量は産業廃棄物約 185ｔ/日とのことだが、処理能力がきわめて高い施設が計画されているため、現在の計画量がきちんと守られるのか、どういう場合に計画量を超えて処理するつもりなのか、その場合に 8 時間以上稼働することがないのかなどについて明記すべきである。	県外から搬入されている廃棄物は、既に他の事業者によって処理されているため、県外へ搬出される廃棄物を県内で処理することを目的として、約 427 千ｔ（平成 30 年度実績）をもとに計算しました。 リサイクル施設の処理能力は、比重の大きい「がれき類」を 8 時間単品処理した際の破砕機の最大処理能力を示したものであり、混合廃棄物（一廃＋産廃）の平均取扱量は 200ｔ/日の計画です。
38	廃棄物の搬入状況を厳しく監視するとあるが、ごみの内容だけでなく、ごみの量も監視すべきではないか。上限を設けなければ交通状況の更なる悪化は確実に発生する。	施設の処理能力を超えて廃棄物の処理はできないため、処理する廃棄物の量も当然管理が必要となります。
39	廃棄物の動植物性残さ、動物系固形不要物はどこからどれくらいの量の予定なのか。 できた堆肥は具体的にどうするのか。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、一部九州以外からも集荷する可能性はあります。 現段階で堆肥の利用先は未定ですが、事業者の出資企業が行っている食品リサイクルループと同様の取り組みができれば、有機肥料としての活用ができると考えています。
40	エネルギー回収施設（メタン発酵施設）と堆肥化施設で処理する動植物性残さ、動物系固形不要物とは何か。また上益城郡 5 町からのごみとは何か。	動植物性残さとは、食品製造業等から排出される動物性・植物性の固形状の食品廃棄物になります。 動物系固形不要物とは、食肉処理場や食鳥処理場から排出される使用されない部位の固形物になります。 上益城郡 5 町からのごみは、主に飲食店から発生する事業系一般廃棄物を想定しています。

表 5.2-1(7)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
41	産業廃棄物の汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラ・医療系可燃廃棄物などから健康被害が起こるようなものが混ざる可能性が本当に無いのか。取り扱わない放射能汚染物質や、有害廃棄物などが混入した場合の対処方法を示してほしい。 仮に九州や四国で原発事故が起きた場合は、廃棄物の受け入れをするのか。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）はどんなものでどこから来るのか方法書以後できちんと教えてもらいたい。ぜひ上益城郡 5 町以外からは持ち込まないようにしてほしい。	産業廃棄物を受け入れ、処分する際は、産業廃棄物を受け入れる前（排出事業者との商談時）に、排出しようとする産業廃棄物の現物を確認し、許可品目内であるかどうか、処理可能物であるかどうか、必要に応じて計量証明書や WDS（廃棄物データシート）並びに SDS（安全データシート）等によりあらかじめ確認を行います。確認の結果、処理可能と判断した場合は、排出事業者との間で処理委託契約を締結します。 産業廃棄物を受け入れる段階で、車両の荷台に積まれた廃棄物を確認し、マニフェスト（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうか、許可品目外のものが混入していないかどうか、目視確認を行います。万が一、契約外のものや許可品目外のものが発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、産業廃棄物の引き取りを依頼します。 一般廃棄物については、マニフェストの発行はありませんが、同様の確認を行います。 万が一、九州や四国で原発事故が発生したとしても、その原発事故由来の放射性廃棄物は取扱いません。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）とは、病院や医療機関などで発生する廃棄物であり、現時点では具体的な集荷先は決まっていません。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、一部九州以外からも集荷する可能性はあります。
42	感染性産業廃棄物(医療系可燃廃棄物)とあるが、万が一これが漏れてしまうという危険性はないのか。その対策はどの様に考えているのか。 配送中の事故の可能性もありうるのではないか。	感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、病院や医療機関などで、あらかじめ専用ボックスに入れ、蓋をした状態で(蓋を開けずに)運搬・処分を行います。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設け、室内温度を 15℃以下に保ち、厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。
43	事業者は新規取引の排出事業者・収集運搬業者に分別指導等の再教育を施設稼働前にするべきである。当然ながら施設の稼働前に稼働後の搬入を前提とした先取り契約を敢行すべきである。	処分業許可の取得前（施設の稼働前）に排出事業者と処理委託契約を締結することはできませんので、処分業許可の取得後（施設の稼働後）に、排出事業者・収集運搬業者への分別指導等の提案を行い、契約を締結します。契約後でなければ廃棄物の搬入はできません。
44	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリは、エネルギー回収施設、メタン発酵施設、堆肥化施設でそれぞれ取り扱われるが、何を基準に各施設へ振り分けられるのか。	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリのうち、食品廃棄物などの有機性廃棄物については、メタン発酵に適したもの（焼酎粕などでバイオガス発生量が多いもの）はエネルギー回収施設（メタン発酵施設）で処理、堆肥化に適したもの（農畜産物などで窒素分が多いもの）は堆肥化施設で処理を行います。両方に適さない食品廃棄物や食品廃棄物以外の廃棄物はエネルギー回収施設（焼却施設）で処理を行います。
45	現在建設中の半導体工場から発生する産業廃棄物は処理するのか。	現在建設中の半導体工場からどのような廃棄物が発生し、どこで処理する予定であるのか、把握しておりませんので、処理の有無も不明です。
46	どこの企業・業者から何がどれくらい持ち込まれるのかを公開することを約束してほしい。 放射性物質や有害物質の混入による公害の可能性は否めない。健康被害や環境汚染が出た場合、事業者が、きちんと責任をとれるようなシステムを公開してほしい。	個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、処分した産業廃棄物の種類毎の総量は、会社ホームページ等で毎月公表します。 放射性廃棄物や判定基準を超える有害物質の受け入れはありません。 万が一、本事業に起因して重大な環境影響を与えた場合、その責任は事業者にあると考えています。
47	動物の糞尿の処理施設とかできると聞いているが、メタンガスの発生とかも気になる。	動物の糞尿は取り扱いません。

表 5.2-1(8)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
48	感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）の処理方法を明示してほしい。	感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設け、室内温度を 15℃以下に保ち、厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。
49	感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）の搬入保管、処理の仕方をくわしく記載してほしい。	感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設け、室内温度を 15℃以下に保ち、厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。
50	排ガスの自主規制値について、日本の規制はゆるいので、海外の規制を参考にした上で、環境や人体への影響に配慮してほしい。 順守する計画ならば、表に自主基準値の記載をするべきである。	日本国内での事業計画であることから、日本の関係法令等を参考に、周辺地域における生活環境の保全を目的として、法規制値よりも厳しい排ガスの自主基準値を設定します。 排ガスの自主基準値については、今後の計画の具体化に伴い準備書以降においてお示し致します。
51	排ガスの影響について、低減ではなく、完全に影響がないよう対策してもらいたい。	大気質については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
52	排ガスについては法規制値よりも厳しい自主基準値を設定するとあるが、具体的な規定値やどこがどのように何回程度計測し、結果をどのように公表するのか。	法規制に基づく排ガスの定期的な測定（ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物は 2 ヶ月に 1 回、ダイオキシン類は年に 1 回以上）を第三者機関（計量証明事業所）にて実施し、測定結果は会社ホームページ等で定期的（測定結果が得られた日の翌月末まで）に公表します。 排ガスの自主基準値については、今後の計画の具体化に伴い準備書以降においてお示し致します。
53	廃棄物運搬トラックによる大気汚染が心配である。 東京都では、ディーゼル車規制により大気浄化に努めた実績があるが、往復 660 台もの車両が行き交うのだから、東京都並みの規制をしてほしい。	事業者として車両の排ガスを規制することはできませんが、低公害型の車種の使用に努めるとともに、環境にやさしい運転を徹底するよう呼びかけることで、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
54	排気筒（煙突）の高さはどれくらいになるのか。	排気筒の高さは、配慮書における検討結果を踏まえて 35ｍとする予定です。
55	排ガス中の水蒸気の中に何か含まれるのではないか。	廃棄物の焼却時に発生する排ガスは、ばいじん等が基準以下になるよう排ガス処理設備にて適正に処理を行い、排気筒から大気中に放出します。
56	ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努めるとあるが、どのようなことをするのか。	廃棄物ピット内で、クレーンによる廃棄物のミキシングを行い、ごみ質の均一化を行います。
57	リサイクル施設（選別破砕施設）から出た有害物質を取り除くために建屋全体の集塵の排気装置の設置を義務づけてほしい。 また、その排気装置のフィルターの粉塵を処理する際も外部に漏れないよう、徹底してほしい。更に、それを最終処分場に運搬の際に 100%外部に漏らさない運搬方法、散水した水の処理方法を明示してほしい。	リサイクル施設（選別破砕施設）では、集じん機の設置は予定していませんが、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積込作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。また、廃棄物の荷降ろし場所等の粉じんが発生しやすい箇所に散水設備を設置します。 廃棄物の運搬中の飛散・流出を防止するために、廃棄物運搬車両の荷台にカバー使用等を励行します。 リサイクル施設（選別破砕施設）内で散水した水は、場内床洗浄水としてエネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理するか、廃棄物を湿潤化させて次の処理先に搬出します。

表 5.2-1(9)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
58	エネルギー回収施設（メタン発酵施設）、堆肥化施設の維持･管理方法の計画を明確に作成してほしい。また、悪臭がでる可能性があるので対処方法を記載してほしい。 消臭剤を投入するということだが､消臭剤はどんなものを使用する予定なのか。 また、事故が起こらないように、どのような対策をするのか､事故が起きた場合に周囲の周辺地域への環境汚染､人体被害を防ぐための防災マニュアル及び各方面への通報マニュアルについてもきちんと定めてほしい。	エネルギー回収施設（メタン発酵施設）と堆肥化施設の環境保全対策に基づく維持管理の方法は、方法書の「2.2.11 環境保全対策」に示ししたとおりになります。また、施設の維持管理方法については、今後詳細設計を実施した上で、廃棄物処理法に基づく許可申請の段階で示します。 エネルギー回収施設（メタン発酵施設）と堆肥化施設で発生する臭気は、食品廃棄物を取り扱うことから、アンモニアを主成分とする発酵臭が発生します。エネルギー回収施設（メタン発酵施設）内で発生する臭気は、捕集して、焼却炉内へ吹き込み、燃焼用空気として高温分解処理します。また、エネルギー回収施設（焼却施設）が定期修理中は、活性炭脱臭塔にて脱臭処理します。堆肥化施設内で発生する臭気は、捕集して、脱臭塔にて脱臭処理します。消臭剤の使用は予定していません。 廃棄物処理施設の設計に当たっては、各種基準を満足する設計とし、周辺地域の環境汚染や人への被害を防ぐための緊急時の作業手順書、関係各所への連絡体制をあらかじめ整備します。
59	エネルギー回収施設（メタン発酵施設）から出る発酵液とは、液肥のことではないのか。せっかくできた液肥を焼却してしまうのでは資源の循環ができているとはいえないのではないか。	発酵液（液肥）を農地で活用している例もありますが、液肥による臭気問題が発生しているのも事実です。よって、本事業では、発酵液は混合槽やメタン発酵槽に返送して循環利用しますが、オーバーフロー分についてはエネルギー回収施設（焼却施設）にて適正に焼却処分する計画です。
60	エネルギー回収施設（メタン発酵施設）の処理フロー図の中に､メタン発酵をした際にできる消化液の記載がない。別名であった場合それは処理を行って河川放流となるのか、処理せず下水に流れるのか、もしくは焼却処理となるのか示してほしい。	エネルギー回収施設（メタン発酵施設）の処理フロー図に示す発酵液が消化液になります。発酵液は混合槽やメタン発酵槽に返送して循環利用しますが、オーバーフロー分についてはエネルギー回収施設（焼却施設）にて適正に焼却処分する計画です。
61	エネルギー回収施設（メタン発酵施設）と堆肥化施設の､上益城郡 5 町からのごみとはどのようなものか。	上益城郡 5 町内の主に飲食店から発生する事業系一般廃棄物を想定しています。
62	エネルギー回収施設（メタン発酵施設）と堆肥化施設では、持ち込む廃棄物の種類が同じだが、それでいいのか。堆肥化については、有機農業が盛んな御船町や山都町で有益であると思うが､産業廃棄物の内容が気になる。	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリのうち、食品廃棄物などの有機性廃棄物については、メタン発酵に適したもの（焼酎粕などでバイオガス発生量が多いもの）はエネルギー回収施設（メタン発酵施設）で処理、堆肥化に適したもの（農畜産物などで窒素分が多いもの）は堆肥化施設で処理を行います。両方に適さない食品廃棄物はエネルギー回収施設（焼却施設）で処理を行います。
63	リサイクル施設（選別破砕施設）の設備機器の平面図・断面図に、分別レーンや破砕設備、強制 集塵設備、散水設備等何もないため、きちんと明記してほしい。	方法書の図 2.2-11 にリサイクル施設（選別破砕施設）の設備機器の平面図・断面図を示しました。
64	土地利用計画図の中に一時置場がわからない。特に感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）については、厳重に保管場所と保管方法を明記すべきである。	廃棄物はすべて建屋内で受け入れます。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設け、室内温度を 15℃以下に保ち、厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。
65	本施設の仮置き場と有害物質が外部へもれないようにする方法も具体的に教えて下さい。	廃棄物はすべて建屋内で受け入れることで、周囲への環境影響を防止します。 建屋内の床面は十分な厚さのコンクリート基礎構造とし、汚水の地下浸透を防止します。

表 5.2-1(10)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
66	炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用されるそうだが、これまで破砕施設等での実施例はあるのか。また貴社での実績はあるのか。 炉内噴霧処理される水は 250t のうちどれだけなのか。排水はゼロと言えるか。噴霧した場合、汚水に含まれる汚染物質は揮発して煙突から排出されるのではないか。	事業者の出資企業が保有する破砕施設ではクローズドシステムを採用している施設もあります。 廃棄物焼却施設は、廃掃法の構造基準により、集じん器に流入する燃焼ガスの温度を 200℃以下に冷却する必要があるため、約 250 t /日の内、約 120 t /日を減温塔の噴霧水（ボイラブロー水等のプラント排水約 30 t /日を含む）として利用します。その後、排ガス処理設備にて適正に処理を行い、排気筒から蒸気として大気に放出します。 残りの約 130 t /日は、エネルギー回収施設（焼却施設）での循環水（機器冷却水やボイラ給水等）のロス補給水、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）での水分調整のための調整水、リサイクル施設（選別破砕施設）での粉じん抑制のための散水、場内床洗浄水や車両洗浄水、生活用水等として利用します。 各施設で発生するプラント排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理します。
67	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するプラント排水は再利用するとあるが、その排水には有害物質などは発生する可能性はあるのか。	エネルギー回収施設（焼却施設）で再利用するボイラブロー水等のプラント排水に有害物質が発生する可能性はありません。
68	リサイクル施設（選別破砕施設）内で散水された水の行方はどうなるのか。	リサイクル施設（選別破砕施設）内で散水した水は、場内床洗浄水としてエネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理するか、廃棄物を湿潤化させて次の処理先に搬出します。
69	造成計画の中で、調整池の目的や構造などが示されていない。 計画では雨水だけが排水側溝より調整池に流れることになっているが、破砕施設等での汚れた排水が再利用水槽で満タンになれば調整池に流されると考えざるを得ない。	調整池は、敷地内に降った雨水を一時貯留し、流量を調整してから公共用水域に放流するという役目があります。また、調整池の規模や構造については、今後実施する詳細設計により決定します。 調整池に流入する水は敷地内に降った雨水のみであり、施設からの汚水が流れ込むことはありません。
70	熊本県産業廃棄物指導要綱の「産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準」に、上下水道、簡易水道水源等への影響を及ぼす恐れがないことが条件となっているが、対応方法を説明してほしい。	施設の稼働に伴い、地下水位への影響が考えられることから、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
71	地下水の合理的な使用とは、具体的にどのような方法でするのか。大量の地下水を汲み上げることになるが、住民から湧水の量が減ったという訴えがあった場合などには操業の停止をする用意があるのか。また、住民からの訴えがあってから操業を停止する場合はどのようなプロセスを経るのか。	施設で使用する用水は、地下水の利用を基本として計画しますが、熊本県地下水保全条例に基づき、地下水保全の観点から、雨水の活用や使用水の再利用等による地下水利用量の抑制を図るとともに、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、涵養対策については、今後、上益城郡 5 町と協議を行った上で決定します。 地下水については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
72	地下水の採取深度を公開してほしい。	今後、現地の地質調査を実施し、帯水層を確認の上、採取深度を設定します。準備書にて示します。

表 5.2-1(11)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
73	250ｔ/日の地下水利用により、下流域の地下水の減少や地盤沈下が起きないか心配である。地下水の合理的な使用及び地下水の涵養について具体的に示してほしい。 地下水や排ガス等の影響について、定期観測の頻度や方法、公開方法を示してほしい。 排気筒からの排ガスが雨水に混じることによる水質への影響についても検討してほしい。	施設で使用する用水は、地下水の利用を基本として計画しますが、熊本県地下水保全条例に基づき、地下水保全の観点から、雨水の活用や使用水の再利用等による地下水利用量の抑制を図るとともに、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、涵養対策については、今後、上益城郡 5 町と協議を行った上で決定します。 法規制に基づく排ガスの定期的な測定（ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物は 2 ヶ月に 1 回、ダイオキシン類は 1 年に 1 回）を第三者機関（計量証明事業所）にて実施し、測定結果は会社ホームページ等で定期的（測定結果が得られた日の翌月末まで）に公表します。 大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。
74	搬入ルートとなるマミコゥロードにおける交通量の増加による交通事故や排ガス、観光資源等への影響は大丈夫なのか。 搬入ルートの変更、複数の別ルートの案を検討してほしい。 マミコゥロードは広域農道だが、25ｔ車の通行に耐え得る構造なのか。路面や橋の安全性は誰の責任で保ってもらえるのか。また、交通量増加に伴い道路補修が必要となった場合、どう対応するのか。交通量増大に合わせた道路整備の充実や舗装の高規格化をするべきだ。	供用時の廃棄物運搬車両及び工事中の工事用車両については、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、運転手に周知・徹底します。 交通量の増加に伴う交通、大気質、観光資源への影響は、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 事業計画地への主な搬出入経路は、図 2.2-15 に示した①～③のルートを想定しています。これはあくまで主な搬出入経路を示したものであり、家庭ごみ等を収集する委託車両や許可車両については、同図で示す搬出入経路以外も通行があります。 マミコゥロードは、橋梁部も含めて 25ｔ車の通行に耐えうる構造となっています。 道路や橋の安全性管理の責任は、基本的には道路管理者である御船町と認識していますが、本事業の実施に伴う交通量の増加により、マミコゥロードの路面補修等が必要となった場合は、御船町と協議を行い、検討したいと考えています。
75	大型トラックは車両総重量が 25ｔ以下で、25ｔ車はない。産業廃棄物の搬出入車両を少なく見せるための小細工と解釈せざるを得ない。産業廃棄物の搬入車両はほとんどが 10ｔ車と考えられ、1 日当たり大型車 54 台は少なすぎる。	車両総重量が 25ｔ以下（実際には 24.99ｔなど）の車両を総体して 25ｔ車と表記しています。 産業廃棄物の搬入車用については、建設現場や工場、病院等からの搬入を想定しているため、4ｔ車や 2ｔ車などの中型車・小型車が大半を占めると想定しています。一方、資源化可能物、不燃物や主灰及び飛灰の搬出においては、輸送効率を向上させるために、25ｔ車や 10ｔ車などの大型車を使用する計画です。
76	廃棄物運搬車両の増加による影響がどれくらいになるのか実験、そしてその後の調査、地域住民のアンケートを行ってほしい。	交通量に関する実験、アンケート実施の予定はありませんが、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
77	特定の時間帯に搬入車両が集中しないように搬入車両を分散するとあるが、具体的な計画を示してほしい。	配車システムを導入し、基本的には事前予約制とすることで、搬入車両の分散を行います。
78	搬入車両の縮減を検討してほしい。	搬入車両台数の縮減については、今後、事業者及び上益城郡 5 町共同で検討を進めます。 交通量の増加に伴う環境への影響は、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。

表 5.2-1(12)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
79	交通についての環境保全対策で、地元車両を優先するとは具体的にどのような場合か。 通学時間帯への配慮とは具体的にどのようにするのか。	施設への出入りの際や交差点などでは、地元車両の通行を優先します。 また、通学時間帯における搬出入は、南側からのルートを使用したり、搬出入台数を極力抑える等の対策を実施します。
80	搬入されたトラックについては記録をデータベース化しどこから、いつ、どのような物資を運んだかを Web サイトでリアルタイムに誰でも確認できるようにしてほしい。また、データベース運用開始からデジタルアーカイブとして誰でも検索・閲覧・ダウンロードできるようにお願いします。	個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、処分した産業廃棄物の種類毎の総量は、会社ホームページ等で毎月公表します。
81	工事中や施設稼働時の車両の走行に伴う交通安全、大気汚染、騒音、振動の影響が心配である。稼働後も沿道で大気汚染調査を定期的に実施すべきである。	工事中及び供用時の大気質、騒音、振動、交通安全への影響は、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 また、必要に応じて施設稼働後も周辺において事後調査を実施します。
82	搬入計画の主な搬入車両ルートで指定されているが、このルート以外だと道が狭くて危険が多いので、この 3 ルートを必ず守ってほしい。 また、このマミコゥロードの道路の破損は予想されるのでその補強は企業が行うと記載してほしい。産廃専用道路を作る計画もしてほしい。	事業計画地への主な搬出入経路は、図 2.2-15 に示した①～③のルートを想定しています。これはあくまで主な搬出入経路を示したものであり、家庭ごみ等を収集する委託車両や許可車両については、同図で示す搬出入経路以外も通行があります。 産廃専用道路をつくる計画はありませんが、マミコゥロードの路面補修等が必要になった場合は、御船町と協議を行い、検討したいと考えています。
83	トレーラー1 台あたりの重量はどれ位になるのか。 高速で事故が発生した場合のシミュレーションを住民立会いのもと行うべきではないか。	現時点でトレーラーの使用は想定していませんが、搬出で計画している大型車（25ｔ車の場合）の車両総重量は 25ｔ未満（24.99ｔ程度）になります。 車両事故が発生した場合のシミュレーションの予定はありませんが、施設稼働後に緊急時の作業手順書、関係各所への連絡体制をあらかじめ整備します。また、緊急時の対応訓練を定期的に実施します。
84	大型車によるタイヤ脱落事故は年に 130 件以上発生している。ごみ運搬時においても同様の危険性はないのか。	車両の運行前・運行後点検の実施、車検などの定期整備など、車両点検についての啓発に努めます。
85	処理した灰などはどこで埋立するのか。水源地である山都町東竹原地区への埋立はやめてほしい。	熊本県内の最終処分業者にて適正に埋立処分しますが、現時点では最終処分業者は決まっていません。 なお、東竹原で計画されている管理型最終処分場については、想定していません。
86	焼却灰は何日か保管してから搬出するのか。 保管するのであれば保管場所の安全管理の説明をしてほしい。	主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で適切に保管します。また、車両への積込作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。
87	埋めた灰による地下水や生態系への影響が心配である。最終処分予定地はどこなのか。その場所の地下水の流れ、水質についても予測・評価してほしい。	最終処分場は、事業実施想定区域内には整備しないことから、エネルギー回収施設（焼却施設）で発生する主灰及び飛灰や、リサイクル施設（選別破砕施設）で発生する不燃物は、熊本県内の最終処分業者にて適正に埋立処分しますが、現時点では最終処分業者は決まっていません。 搬出先の最終処分場における環境保全対策は、搬出先において適正に実施されるべきものと考えます。

表 5.2-1(13)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
88	リサイクル施設（選別破砕施設）で発生する不燃物を場外搬出し埋立処分するとあるが、一日にどのくらいの量となる見込みか。何日分か保管してから搬出するのか。保管するのであれば保管場所の安全管理を説明してほしい。埋立処分先はどこか。搬出する運搬車はどのようなものを使用するのか。運搬中に有害物質を飛散させないための方策はどういったものか。運搬車が事故を起こした場合の周辺に飛散させないための方策はどういったものか。	リサイクル施設（選別破砕施設）で発生する不燃物は、リサイクル施設（選別破砕施設）の建屋内に設置する保管場所にて搬出までの間、適切に保管します。 また、熊本県内の最終処分業者にて適正に埋立処分しますが、現時点では最終処分業者は決まっていません。 廃棄物運搬車両は、大型の脱着式フックロール車（コンテナ車）を使用し、廃棄物の運搬中の飛散・流出を防止するために、荷台にカバー使用等を励行します。
89	従来計画されていた最終処分場及びし尿処理施設については他の場所等で計画がされているのか。 最終処分場は、今回の計画においては整備しないとなっているが、数年後、数十年後に新たな計画として隣接地に建設される可能性がある。	本事業において、し尿処理施設、最終処分場の建設はありません。また、最終処分場は、この先も建設することはありません。 し尿処理施設については、上益城郡 5 町にて別途検討されますが、当面は、既存施設の延命化を図っていくと聞いています。
90	主灰及び飛灰は、定期的に重金属類の溶出試験やダイオキシン類の測定をし、埋立基準等に適合していることを確認するとのことだが、定期的とはどのくらいの頻度なのか。	焼却灰の測定頻度については、今後、上益城郡 5 町と協議を行い、決定したいと考えています。
91	焼却灰のダイオキシン類のうち、2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシン（TCDD）の計測方法について教えてください	焼却灰のサンプルを採取し、第三者機関（計量証明事業所）に委託し、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則に定める方法により測定します。
92	焼却灰の予測発生量を教えてほしい。また、焼却灰中の有毒物質の予想される濃度を教えてほしい。	焼却灰の発生量は約 80ｔ/日を想定しています。 焼却灰に含まれる有害物質が判定基準を超えて検出されないように焼却処理します。
93	焼却後の灰には多くの有害化学物質が含まれ、運搬するトラックへの積み込みの折には周囲への漏えいが危惧される。焼却灰を搬出する運搬車はどのようなものを使用するのか。 運搬中に灰を飛散させないための方策はどういったものか。 運搬車が事故を起こした場合の周辺に飛散させないための方策はどういったものか。 積み込みの施設は負圧にする等、外部への漏えいを防ぐ構造にしてほしい。	主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で適切に保管します。また、車両への積込作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。 廃棄物運搬車両は、大型の脱着式フックロール車（コンテナ車）を使用し、廃棄物の運搬中の飛散・流出を防止するために、荷台にカバー使用等を励行します。
94	堆肥化施設でできた堆肥を農家や農業従事者が利用するということのようだが、堆肥の産出量はどうなるのか。農家や農業従事者が利用することになるのか。	堆肥の生産量は約 6ｔ/日を想定しています。 現段階で堆肥の利用先は未定ですが、事業者の出資企業が行っている食品リサイクルループと同様の取り組みができれば、有機肥料としての活用ができると考えています。
95	堆肥化施設では、どのような堆肥ができあがるのか。土壌汚染及び水質汚染や地下水の水質悪化につながる物質が含まれないか懸念される。 使用する廃棄物の種類によって、有機農業にも使えるのか。それを地域に還元する予定はあるのか。	食品廃棄物から堆肥を製造するため、肥料取締法の特殊肥料に該当しますので、同法の規定に基づき手続きを行います。堆肥の成分としては、植物の成長に必要となる窒素・リン・カリウムが主となりますので、環境悪化に繋がる物質は含まれていません。 また、事業者の出資企業では同様の施設にて有機 JAS 認定を受けていることから、有機農業での使用も可能です。

表 5.2-1(14)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
96	活断層の状況について、最近も上野の予定地近くで地震が頻発している。廃棄予定地は熊本地震の時、断層があり、大きな被害のあったすぐ横である。 今後の地震や日奈久断層の影響も怖いので詳しく調査してほしい。 想定外の自然災害、事故発生時の対応の仕方を明確にしてほしい。 想定外なことが起きた場合の責任は誰にあるのか。	土地の造成設計や建築物・工作物の設計、各処理施設の設計に当たっては、各種基準を満足する設計とします。 事業者の出資企業では、事業に起因して重大な環境影響を与えた事故はこれまで発生していませんが、万が一、重大な環境影響を与える可能性がある事故が発生した場合は施設を緊急停止し、その原因究明を行います。また、施設稼働後に緊急時の作業手順書、関係各所への連絡体制をあらかじめ整備します。 本事業に起因して重大な環境影響を与えた場合、その責任は事業者にあると考えています。
97	災害発生にともない本施設が故障し稼働出来なくなった場合、本施設に運搬予定だった廃棄物はどうするのか。	災害発生に伴い、本施設が故障し、稼働できなくなった場合は、復旧するまでの間、事業者の出資企業あるいは近隣の処理業者にて一時的に処理を行います。
98	災害発生にともないマミコゥロードや九州自動車道が通行止めとなった場合、本施設に運搬予定だった廃棄物はどうするのか。	災害発生に伴い、マミコゥロードや九州自動車道が通行止めとなった場合は、復旧するまでの間、事業者の出資企業あるいは近隣の処理業者にて一時的に処理を行います。
99	災害発生により本施設へ運搬する災害廃棄物を仮置き場に置く際、どのように安全性を守るのか。過去には仮置き場のごみに含まれているアスベスト等が外部にもれてしまった例もある。	本施設で災害廃棄物を受け入れる際は、建屋内で受け入れ、処理を行うことで、周囲への環境影響を防止します。また、作業場内および敷地境界にて、定期的に石綿測定を実施します。 自治体等にて災害廃棄物の仮置き場を別途設置される場合は、自治体等の責任において、対策を講じるべきものと考えます。
100	周辺には活断層も多く、地震時に道路の破損等で廃棄物を搬入できるのか疑問であり、地震が発生した場合等の有害物質の流出等、施設内での爆発等の事故といった安全について不安である。 事業実施想定区域の地盤を詳細に調査してほしい。	設備における地震対策は、大規模地震時の緊急停止システムの採用、適正な耐震設計、十分な余裕を持った危険物保管計画・薬品類貯留計画、事故対応マニュアル等により、十分な対策を講じます。また、施設内における不慮の事故についても同様に十分な対策を講じます。詳細については、安全（防災）を環境影響評価項目として選定し、地震等の災害や不慮の事故に十分留意した設計検討を行います。 対象事業実施区域の地盤については、詳細なボーリング調査を実施します。
101	想定外の自然災害や事故があった場合の責任は誰にあるのか。また、どのような対策を講じるのか。	本事業に起因して重大な環境影響を与えた場合、その責任は事業者にあると考えています。 土地の造成設計や建築物・工作物の設計、各処理施設の設計に当たっては、各種基準を満足する設計とします。また、各処理施設では、消防法やその他関係法令に基づき、消火設備（消火栓、消火器など）の設置を行います。
102	既存の施設の事故、ヒヤリハット事故の種類を提示してほしい。また、その事故の時の対応の仕方と、事故後の大気、水、人体への影響調査は行ったのか。	事業者の出資企業では、事業に起因して重大な環境影響を与えた事故はこれまで発生していませんが、万が一、重大な環境影響を与える可能性がある事故が発生した場合は施設を緊急停止し、その原因究明を行います。また、施設稼働後に緊急時の作業手順書、関係各所への連絡体制をあらかじめ整備します。
103	食品残さ以外の発酵施設での中身はどのようなものを想定しているのか。	食品残さ以外を扱う発酵施設の建設はありません。

表 5.2-1(15)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
104	感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）はどこの施設から、どれぐらいの量を受け入れどのように搬入するのか具体的に示してほしい。	感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）とは、病院や医療機関などで発生する廃棄物であり、現時点では具体的な集荷先は決まっていません。 また、病院や医療機関などで、あらかじめ専用ボックスに入れ、蓋をした状態で（蓋を開けずに）運搬・処分を行います。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設け、室内温度を 15℃以下に保ち、厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。
105	プラスチックでの発電だが、プラスチックが減らせれば良いので 作らないようにしたい所だが、プラスチックが熱源だとペットボトルなどリサイクルできない。	本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギーを回収する計画となります。
106	バグフィルタの破損事故があった場合どのように対応するのか。住民にも危険が及ぶときはすぐに知らせてもらえるのか。 関連施設などで過去同様の破損や事故等が起きた際、どのように対処してきたのか。	バグフィルタの破損事故を防止するため、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。 万が一、バグフィルタの破損事故が発生した場合は施設を緊急停止し、その原因究明を行います。また、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への連絡体制をあらかじめ整備します。 事業者の出資企業では、バグフィルタの破損事故はこれまで発生していません。
107	大規模ごみ処理施設で火災が起きれば県に 1 台もないような特殊車両でしか対応できないとのことであるが、そのような特殊車両を熊本県は有しているのか。	熊本県が特殊車両を有しているかどうか事業者ではわかりかねますが、万が一、火災が発生した場合の緊急時の作業手順書、関係各所への連絡体制をあらかじめ整備します。
108	完璧なクローズドシステムなどあり得ない。事故や災害で汚水配管が破損したらどうなるのか。どんな対策を考えているのかを教えてほしい。	汚水配管の設備不良による事故を防止するため、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。 万が一、汚水配管が破損した場合は、速やかに汚水を集水し、適切に処理することで外部への流出を防止します。また、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への連絡体制をあらかじめ整備します。
109	どのような汚染事故を想定しているのか。また、それに対してどのような対策を講じるのか。	設備異常による排ガス基準値の超過などが考えられると思います。施設の適正な維持管理並びに定期的なメンテナンスによる予防保全を行います。
110	本事業に何らかの問題が発生した際に施設の運転を中止せざるをえない状況になった場合、それらのごみをどこで処理するのか。あわせて、運転の停止及び中止に関するルールを町と事業者の間で設定するのか。	万が一、施設の緊急トラブルにより長期間施設を停止する必要が生じる場合は、復旧するまでの間、事業者の出資企業あるいは近隣の処理業者にて一時的に処理を行います。 施設の運転停止等に関する取り決めについては、今後、上益城郡 5 町と相談の上、検討します。
111	産業廃棄物処理施設ができると、大気汚染、水質汚染、交通量の増加による不便さ、交通事故、地下水、風評被害など気になることが多い。施設による農作物等への風評被害や人口減少等が起きた場合、どこが責任を取ってくれるのか。	大気汚染、水質汚濁、地下水、交通については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 事業者の出資企業周辺にも農地（有機農業含む）が広がっていますが、農作物の価格が下落したり、売れなくなったという声は聞いていません。 今後も事業に対してご理解が得られるよう、丁寧な説明に努めます。
112	不法投棄を起こさせないために、二者契約を実行すること。シムファイブスの請求に従い排出事業者は直接シムファイブスに処理料金を支払い、収集運搬業者には、収集運搬料金のみを支払わねばならない。	排出事業者との契約は廃棄物処理法の基準に基づき適切に実施します。なお、処理委託契約に伴う、料金の支払い方法については、排出事業者の事情を勘案し、柔軟な対応が必要であると考えます。

表 5.2-1(16)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
113	有害物質（カドミウム、水銀、アスベスト等）が混入した場合の対策と予測結果を示してほしい。 また、有害物質が蓄積又は地中に浸透することによる環境リスクや稼働中の事故・故障により基準値を上回る有害物質が放出される場合の予測も行うべきである。排ガスは風の影響で広範囲に飛散するので、益城町、嘉島町、甲佐町、山都町にも影響があると考える。	計画施設の稼働に係る大気質については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類の他に、水銀、塩化水素も詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 土壌への影響については、稼働年数を考慮して予測及び評価を行います。 施設の稼働中の事故や故障時には、直ちに施設を一時停止することにより、周辺環境への影響を回避します。 配慮書における大気質の予測は、既存の気象観測所の 1 年間の気象データをもとに予測した結果であり、影響範囲は配慮書にお示しした範囲と考えています。
114	エネルギーは、どのような方法で回収するのか。全体量をどのように見積もり何%を回収できると見込んでいるのか。 環境汚染を見逃さないため、小さな変化もきちんと計測し情報公開してほしい。	エネルギー回収施設（メタン発酵施設）では、メタン菌の働きにより有機物を分解し、バイオガスを発生させて、そのバイオガスを用いて発電し、電気を地域で利活用（売電）します。エネルギー回収施設（焼却施設）では、廃棄物の焼却時に得られる高温の排ガスから間接的に蒸気を作り出し、その蒸気を用いて発電し、電気を自家消費・地域で利活用（売電）します。 熱回収率については、今後の詳細設計において算出しますので、準備書以降で表記します。 法規制に基づく排ガスの定期的な測定（ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物は 2 ヶ月に 1 回、ダイオキシン類は 1 年に 1 回）を第三者機関（計量証明事業所）にて実施し、測定結果は会社ホームページ等で定期的（測定結果が得られた日の翌月末まで）に公表します。
115	大気質について、周辺地域で自動監視装置を設置し、web で公開してほしい。	排気筒からの排ガスによる周辺環境への影響は、排ガスの常時監視や法規制に基づく定期的な排ガス測定及び周辺における事後調査の実施により、把握できるものと考えますので、周辺地域での自動監視装置の設置は予定していません。 法規制に基づく排ガスの定期的な測定（ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物は 2 ヶ月に 1 回、ダイオキシン類は 1 年に 1 回）を第三者機関（計量証明事業所）にて実施し、測定結果は会社ホームページ等で定期的（測定結果が得られた日の翌月末まで）に公表します。
116	排ガスの定期的な測定はどれくらいの頻度で行うのか。また、モニタリングで異常値が出た場合、地元自治体への報告や対策はどのようにするのか。 測定結果が正しいという証拠がほしい。 ダイオキシン類長期自動採取装置「AMESA」の導入は検討しているのか。	法規制に基づく排ガスの定期的な測定（ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物は 2 ヶ月に 1 回、ダイオキシン類は 1 年に 1 回）を第三者機関（計量証明事業所）にて実施し、測定結果は会社ホームページ等で定期的（測定結果が得られた日の翌月末まで）に公表します。 各種モニタリング結果を含めた施設の稼働状況や経営状況などを監視していただくために、上益城郡 5 町からの一部出資を可能としています。 AMESA の導入は検討していません。
117	熊本は水道に地下水を利用しており、処理施設建設が予定されている地区に降った雨も浸透後に地下水となって水道水用に取水されていることが考えられる。このため、施設付近の地面の汚染状況調査を事前および稼働後定期的に行ってほしい。	土壌については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。

表 5.2-1(17)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
118	プラスチックのリサイクル過程では、多くの有害物質が発生することが示されており、健康被害の実例がある。このため、建設予定地の土壌中の事前および稼働中の測定を、プラスチックリサイクルに伴い生じる有害物質についても行ってほしい。	本事業では、プラスチックを加工し、リサイクルする施設の設置はなく、リサイクル施設（選別破砕施設）にて回収したプラスチックを外部の再資源化事業者にてリサイクルすることを計画していますが、土壌については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 また、事業者の出資企業ではプラスチックをリサイクルする施設を保有していますが、その周辺において、事業に起因して健康被害が発生しているという声は聞いていません
119	焼却灰の成分分析をしてほしい。	主灰及び飛灰は、定期的に重金属類の溶出試験やダイオキシン類の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認します。
120	ダイオキシン類対策として、ごみの減量化、適正な運転管理、最新の技術の導入、運転中の排ガス等のデータ測定及び環境モニタリングによる環境影響の監視までのトータルシステムでの対策を行うとあるが詳細な情報を示してほしい。	分別・リサイクルの徹底によりごみを減量化し、燃焼ガスを 800℃以上で 2 秒以上滞留させて完全燃焼して、ダイオキシン類の発生を抑制します。その後、減温塔にて 200℃以下に急冷し、ダイオキシン類の再合成を防止します。わずかに再合成したダイオキシン類は、バグフィルタの入口煙道中に活性炭を吹き込み、吸着させて、バグフィルタにて捕集・除去します。また、運転中の排ガス等のデータ測定（ダイオキシン類の定期的な測定及び燃焼温度、一酸化炭素の連続測定による燃焼管理）及び周辺における事後調査を行います。 これらによりダイオキシン類対策を総合的に行います。
121	施設付近には住民の生活用水に使われるダムがあり、(御船町内で)井戸水を使われている方もいるので、施設から排出される水や地下水は必ず頻繁に検査をしてもらいたい。	調整池、地下水の水質測定の頻度については、今後、上益城郡 5 町と協議を行い、決定したいと考えています。
122	焼却炉ができて数年経つうちに免疫系、生殖系の問題が発生し、不眠、疲労感やホルモン系の問題が出始めた例がある。事業者の既存の同じような施設での周辺の住民の健康被害などの意見を調査したことはあるのか。 健康調査、その周辺の田畑、土壌の調査、水の調査をしてほしい。	事業者の出資企業周辺において、事業に起因して健康被害が発生しているという声は聞いていません。 健康調査の実施は予定していませんが、水質や土壌については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
123	プラスチックの圧縮処理に伴う化学物質や焼却に伴うダイオキシン類、重金属等により人体への影響や地下水汚染が気になる。周辺地域での健康調査や土壌調査を求める。	本事業では、プラスチックの圧縮施設の設置はありません。 健康調査の実施は予定していませんが、大気質や土壌については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
124	万が一地域住民への健康被害が発生した場合の対策を知りたい。	事業者の出資企業周辺において、事業に起因して健康被害が発生しているという声は聞いていませんが、万が一、本事業に起因して健康被害が発生した場合は、法律事務所を交えた上で、事業者が責任をもって補償します。
125	同等施設の周辺の健康調査をこちらの希望の会社で行う費用を建設する側で支払うことはできるか。	事業者で費用負担することはできません。

表 5.2-1(18)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
126	供用開始後に地域住民に何らかの健康被害が発生した場合、その因果関係をどうやって調べるのか。	事業者の出資企業周辺において、事業に起因して健康被害が発生しているという声は聞いていませんが、万が一、本事業に起因して健康被害が発生した場合は、法律事務所を交えた上で、事業者が責任をもって補償します。
127	計画施設で働く労働者の労働安全衛生を確保する体制を作る必要がある。	労働安全衛生については、労働安全衛生法等の関係法令に基づき適正に実施します。 労働者の健康を害するような廃棄物の取り扱いはありませんが、労働者の健康を守ることは事業者の責務であると考えています。
128	配慮書の事業実施想定区域及びその周囲の概況の文献調査の結果が不足している。	方法書において、最新の文献等をもとに修正しました。
129	なぜ排気筒の高さの複数案のみなのか。施設の位置や処理能力の複数案も示すべきである。この予定地はあくまでも「上益城郡 5 町の一般廃棄物の処理のため」のものである。また、プラスチックや生ごみの分別等の分別の強化や、人口減のための半減以下になることも予想される。	配慮書における複数案（排気筒高さの複数案）は、事業目的が達成可能で、現実的に実施可能な案として設定しています。 事業実施想定区域の位置については、他の場所を複数案として示すのは困難であることから、複数案の設定はしませんでした。また、施設の配置についても、事業実施想定区域南側は造成により盛土するため、重い構造物の設置は避けるようにするため、複数案の設定はしませんでした。 本事業は産業廃棄物と一般廃棄物（災害廃棄物を含む）の両方を適正に処理する焼却施設等の整備が目的であることから、処理能力の複数案は設定していません。
130	「本事業は、上益城郡 5 町と大栄環境と石坂グループによる「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結しており、施設を設置しないと上益城郡 5 町の一般廃棄物の処理が地域内でできなくなるという、公的側面を兼ね備えた事業であることから、ゼロオプションは検討しない。」とあるが、上益城郡 5 町の一般廃棄物については、令和 7 年度から熊本市に委託することで処理ができることになっているので、この事業がなくても問題はない。 「公的側面を兼ね備えた事業である」というのは、行政を巻き込むのが事業者としての戦略であることは理解するが、それはゼロオプションを検討しない理由にはならない。 審査はまだなのに「中止・延期の可能性がない」というのはおかしい。	配慮書における複数案（排気筒高さの複数案）は、事業目的が達成可能で、現実的に実施可能な案として設定しています。 ゼロオプションとは、事業を実施せずに事業目的を達成する案であり、事業者自らが提供できない施策により事業目的を達成する案は該当しません。 本事業は産業廃棄物と一般廃棄物（災害廃棄物を含む）の両方を適正に処理する焼却施設等の整備が目的であり、事業を実施しなければ、目的は達成できないことから、ゼロオプションは設定していません。 なお、配慮書においてゼロオプションを設定しないから必ず事業を実施するという訳ではなく、今後実施する環境影響の予測及び評価の結果を踏まえ、あらゆる環境の保全のための措置を講じてもなお、重大な環境影響を回避又は低減できない場合は、本事業の取りやめも含めた計画の抜本的な見直しを行います。
131	調査対象地域が事業実施想定区域から半径 4km の範囲となっているが、もっと広い範囲を対象とすべきである。	調査対象地域は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質と景観をもとに設定した、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の半径 3km（排気筒の高さが 49m の場合の景観の影響範囲）を十分包含する範囲であり、周辺環境への影響を十分把握できるものと考えます。

表 5.2-1(19)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
132	上野地区のような中山間地では逆転層や地形による影響で、排ガスの流れが乱れることが多く、影響範囲が 3km に収まるとは思えない。また、大気質の予測対象時期が定常時期に限定されているため、非定常時期（例：起動時や停止時）におけるばい煙の排出による影響を考慮していない可能性があるので、それを考慮してほしい。	配慮書における大気予測は長期平均濃度を予測しています。 大気質の影響範囲は、本事業の排ガス諸元及び近傍の気象観測所の調査結果をもとに予測した結果、排気筒高さ 49mの場合で、最大着地濃度は約 800mであり、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省、平成 18 年 9 月）に基づき、影響範囲はその 2 倍を見込んで約 1.6km となります。 約 3km は排気筒の高さが 49mの場合の景観の影響範囲となります。 今後、気象条件に伴う短期高濃度発生時（フュミゲーションやダウンウォッシュ等）については予測します。 また、施設の立ち上げ等の頻度は年間でわずかであり、大気環境に影響を及ぼす程度ではないと考えます。
133	御船町だけでなく、山都町や他の上益城郡の住民にも説明会を開催し、情報公開してほしい。	配慮書を公表した際に実施した説明会は、熊本県環境影響評価条例に定められていない任意の説明会で、御船町民を対象として御船町主催で開催しました。 方法書以降の図書の縦覧や説明会は、熊本県環境影響評価条例に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域となる御船町、益城町において実施します。なお、方法書以降の熊本県環境影響評価条例に基づく説明会は、原則としてどなたでも参加することができます。
134	計画段階配慮事項の選定しない理由について説明不足である。 何をもって「重大な環境影響は想定されない」とするのか、どのような対策だから問題ないと根拠をあきらかにしてほしい。	計画段階配慮事項として選定しなかった項目については、方法書以降での環境保全措置により回避・低減が可能であるか、環境に影響を及ぼす事業要因がないために重大な環境影響は想定されないこととしました。 計画段階配慮事項として選定しなかった項目についても、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
135	大気質、景観以外の項目も配慮書段階から選定すべきである。	計画段階配慮事項として選定しなかった項目についても、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
136	景観が水質や騒音等よりも環境影響が大きいというのは疑問である。	景観は排気筒高さの複数案の検討に当たって、大気質とトレードオフの関係になる項目として選定しました。 計画段階配慮事項として選定しなかった項目についても、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
137	大気質や地下水について、調査が足りないのではないか。	配慮書段階の調査は、原則既存資料を用いて調査を行うこととなっています。 大気質や地下水については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。

表 5.2-1(20)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
138	配慮書段階から現地調査をすべきである。	配慮書段階の調査は、原則既存資料を用いて調査を行うこととなっています。 方法書で環境影響評価項目として選定した項目について、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
139	方法書以降に選定を予定していると示した項目については、必ず実施してほしい。	方法書以降に選定を予定していると示した項目については、環境影響評価項目に選定し、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
140	計画地周辺には、小学校、保育園、老人施設などの保全対象施設や豊かな自然、農地、水源がある。ここに大規模な廃棄物処理施設ができ、1 日 200 台の大型トラックが往復し、1 日 250 t の水を汲み上げることにより、豊かな自然環境への影響、安全対策、大気や水の汚染などによる健康被害、地下水利用への影響など、周辺の環境の悪化が心配である。 循環型社会を目指すのであれば、可能な限り廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルを行ってごみを削減するべきである。	方法書で環境影響評価項目として選定した項目について、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギーを回収する計画となります。また、国民一人一人が廃棄物の 3R を推進いただくことで循環型社会の実現に繋がると考えています。
141	配慮書で工事の実施に関する環境影響については、工事の熟度が低いこと及び工事中の影響は一時的で短期間であるから対象としないとあるが、住民にとっては短期間ではないので、環境影響評価を行ってほしい。	工事の実施に関する環境影響については、工事計画等の熟度が低いこと及び工事中の影響は一時的で短期間であることから、計画段階配慮事項に選定しませんでした。 工事中の環境保全対策として、排出ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械の使用や工事用車両の不必要なアイドリング禁止、仮設沈砂池等による濁水対策、建設廃棄物の適正な処理・処分等を講じます。 工事の実施に関する環境影響については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
142	廃棄物搬出入車両の走行に伴う排ガスや施設の稼働に伴う排ガスによる大気汚染が心配である。	大気質の環境保全対策として、バグフィルタの採用等の排ガス対策、廃棄物運搬車両の制限速度等の交通規則の遵守の徹底等を講じます。 廃棄物搬出入車両の走行に伴う排ガス及び施設の稼働に伴う排ガスについては、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
143	施設からの排ガスは、濃度だけではなく、総排出量の予測を明記してほしい。法令より厳しい自主基準を設定しても、排出量が多ければ影響があるのではないか。 どのような自主基準値とするのか具体的な数値を示したうえで説明してほしい。 また、以前の計画のごみ処理施設の計画時と比較したデータを記載してほしい。	施設の稼働に伴う排ガスについては、排出濃度だけではなく、排ガス量を用いて、大気質への影響を予測・評価します。 排ガスの自主基準値については、今後の計画の具体化に伴い準備書以降においてお示し致します。 なお、従来の計画については、詳細設計まで行っていないことから想定排ガス量のデータはないと聞いています。
144	排気塔や蒸気復水器から出る排ガスは気温、天気の変化で高さ広がりが違うと思うので、その変化を配慮して調査してほしい。	排気塔からの排ガスは、今後、対象事業実施区域内で地上気象調査を 1 年間実施し、その調査結果を踏まえて、準備書において、現地の状況にあった排気塔からの排ガスの影響を予測・評価します。 なお、蒸気復水器については、ボイラから出る蒸気を冷やし、水に戻すためのものであり、排ガスの発生はありません。

表 5.2-1(21)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
145	気象の状況については益城地域気象観測所及び甲佐地域気象観測所の観測結果を用いているが、どちらも御船町西側の比較的平坦な土地にある。一方、東側に位置する山都町は山がちな地形となっており、同じに考えられるとは思えない。この地域一帯にどのような排ガスの影響があるかを予想するために、東側の山地に気象観測所を新たに設置してほしい。 また、配慮書では逆転層の問題に触れられていない。現地調査し、時間をかけて逆転層の実態を把握してほしい。 山間部や複雑地形での影響予測についても適切に予測してほしい。	排気塔からの排ガスは、今後、対象事業実施区域内で地上気象調査を 1 年間実施し、その調査結果を踏まえて、準備書において、現地の状況にあった排気塔からの排ガスの影響を予測・評価します。 また、逆転層の発生状況においても、今後、対象事業実施区域内で上層気象調査を4季にかけて実施し、その調査結果を基に逆転層の発生状況を確認した上で、予測を行います。 複雑地形での予測については、地形も踏まえて ERT PSDM モデルなどでプルーム中心軸の補正を行った詳細予測を行います。
146	有害物質が拡散されてしまう可能性がある施設であり、周辺には田畑が多く、有機農家も多く存在していることから、安全な農産物に対する有害物質の影響が心配である。	大気質や土壌については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
147	焼却することにより多少なりとも、ダイオキシン等出るのではないか。	エネルギー回収施設（焼却施設）では、排ガス中のダイオキシン類対策として、燃焼ガスを 800℃以上で 2 秒以上滞留させて完全燃焼し、ダイオキシン類の発生を抑制します。その後、減温塔にて燃焼ガスを 200℃以下に急冷し、ダイオキシン類の再合成を防止します。わずかに再合成したダイオキシン類は、バグフィルタの入口煙道中に活性炭を吹き込み、吸着させて、バグフィルタにて捕集・除去します。 また、運転中の排ガス等のデータ測定（ダイオキシン類の定期的な測定及び燃焼温度、一酸化炭素の連続測定による燃焼管理）及び周辺における事後調査を行います。
148	排ガス中の有害物質を少なくする為の具体策を示してほしい。	排ガス中のばいじん対策として、ばいじんを高効率に捕集するため、集じん機としてバグフィルタを採用します。 排ガス中の硫黄酸化物及び塩化水素対策として、バグフィルタの入口煙道中に消石灰等を噴霧し、中和反応処理を行うことで、反応後のばいじんとともに、バグフィルタにて捕集・除去します。 排ガス中の窒素酸化物対策として、触媒反応塔にてアンモニア等を噴霧し、窒素酸化物排出量の低減に努めます。 排ガス中のダイオキシン類対策として、燃焼ガスを 800℃以上で 2 秒以上滞留させて完全燃焼し、ダイオキシン類の発生を抑制します。その後、減温塔にて燃焼ガスを 200℃以下に急冷し、ダイオキシン類の再合成を防止します。わずかに再合成したダイオキシン類は、バグフィルタの入口煙道中に活性炭を吹き込み、吸着させて、バグフィルタにて捕集・除去します。
149	ダイオキシン類濃度ゼロの基準にして下さい。	排ガス中のダイオキシン類は、燃焼ガスを 800℃以上で 2 秒以上滞留させて完全燃焼し、ダイオキシン類の発生を抑制します。その後、減温塔にて燃焼ガスを 200℃以下に急冷し、ダイオキシン類の再合成を防止します。わずかに再合成したダイオキシン類は、バグフィルタの入口煙道中に活性炭を吹き込み、吸着させて、バグフィルタにて捕集・除去するなどの環境保全措置を実施します。 大気質については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。

表 5.2-1(22)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
150	施設の排ガスは最低限に抑えてほしい。	大気質については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 排ガスの自主基準値については、今後の計画の具体化に伴い準備書以降においてお示し致します。
151	施設の稼働に伴う排ガスや廃棄物搬出入車両の走行に伴う排ガスが光化学スモッグを発生させる原因になり得る。周辺には農地も多く、作物に悪影響を及ぼす可能性もある。因果関係をどのように調べ、どのように対応するのか。	大気質の環境保全対策として、バグフィルタの採用等の排ガス対策、廃棄物運搬車両の制限速度等の交通規則の遵守の徹底等を講じます。 大気質については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 事業者の出資企業において、事業に起因して周辺の農作物に影響を与えたという事例はありませんが、万が一、本事業に起因して周辺の農作物に異常が見られた場合は、事業者が責任をもって補償します。
152	今の空気より汚染されるが、なるべく低く抑えるということか。もし健康被害があったら、誰が責任を取るのか。	大気質については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 事業者の出資企業周辺において、事業に起因して健康被害が発生しているという声は聞いていませんが、万が一、本事業に起因して健康被害が発生した場合は、法律事務所を交えた上で、事業者が責任をもって補償します
153	焼却により発生する化学物質は、排気筒以外からも漏れ出るが、それらについては規制がないとのことである。この懸念に対して、どのように考えているのか。	施設の適正な維持管理並びに定期的なメンテナンスによる予防保全を徹底することで、焼却により発生する化学物質が排気筒以外から漏れ出ることはありません。
154	ダイオキシン類は残留性や生物蓄積性が高いことから、ダイオキシン類による大気・土壌汚染は、野生生物の生育に大きな影響を及ぼすと考えられることから、現状の把握と産廃施設による汚染の実態の解明を強く望む。	大気質や土壌におけるダイオキシン類については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
155	環境への影響がないように調査、予測、環境保全対策をしっかり行うべきである。また、施設の稼働にあたっては、あらかじめ住民と協議の上、健康調査やモニタリング等について決めておくべきである。	計画段階配慮事項として選定しなかった項目についても、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 健康調査の実施は予定していませんが、各種モニタリングについては、あらかじめ上益城郡 5 町と協議の上、その方法や頻度について決定します。
156	大気質の評価で「第 1、第 2 案とともにいずれの項目も環境基準を下回ると予測されることから、重大な環境影響が生じることはないと評価する」となっているが、評価の根拠をもう少し詳しく知りたい。評価結果の区分は「○：影響は生じるが環境保全措置の実施により概ね低減できる」となっているが、この「影響は生じる」という説明をお願いします。	寄与濃度は小さいもののゼロではないので、「影響は生じる」としていますが、いずれの案も環境基準は十分下回っているため、重大な環境影響が生じることはないと評価しています。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものです。
157	ダイオキシン類のうち、2,3,7,8-テトラクロラジベンゾ-パラ-ジオキシンは別に予測してほしい。	ダイオキシン類の予測については、2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した毒性等量（TEQ）の予測を行います。

表 5.2-1(23)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
158	環境基準を守れば健康被害は出ないのか。 ダイオキシン類などの有害物質は全て基準値以下にしても、長期間にわたって暴露することにより体内に蓄積し、健康被害が生じるのでは無いか。	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標であり、科学的知見をもとに長期的もしくは短期的に暴露しても健康影響が出ないように設定されています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものです。
159	各種基準値と予測結果の比較がわかりづらくイメージできない。	今後、環境影響評価の手続きの中で、説明会を開催し、事業に対してご理解が得られるよう、丁寧な説明に努めます。
160	十分な防音対策をしてほしい。また、夜間は破砕作業をしないでほしい。	騒音の環境保全対策として、低騒音型機器の採用、吸音材等の防音対策、廃棄物運搬車両及び工事用車両の速度制限等の交通規則の遵守等の徹底等を講じます。 リサイクル施設（選別破砕施設）における破砕作業は、午前 8 時から午後 5 時まで（休憩を含む）の昼間であり、夜間に破砕作業を実施することはありませんが、騒音については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
161	工事中に十分な防音・防振対策をしてほしい。	工事中の騒音・振動の環境保全対策として、低騒音・低振動型機器の採用、吸音材等の防音対策、廃棄物運搬車両及び工事用車両の速度制限等の交通規則の遵守等の徹底等を講じます。 騒音・振動については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
162	敷地外への排水は行わないクローズドシステムを基本とするとあるが、敷地内に降った雨水排水について、水質調査を常時行い、化学物質が漏れ出さないように対策するべきである。	各施設で発生するプラント排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用する計画であり、有害物質が雨水排水とともに流出することはありません。 水質については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 調整池の水質測定の頻度については、今後、上益城郡 5 町と協議を行い、決定したいと考えています

表 5.2-1(24)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
163	約 250ｔ/日汲み上げる地下水は、工場内で再利用して外部には流さないというが、工場内で再利用すれば、約 250ｔ/日の水は全て消えてなくなるのか疑問である。少しずつでも外部に排出されると、地下水が汚染されるのではないか。	廃棄物焼却施設は、廃掃法の構造基準により、集じん器に流入する燃焼ガスの温度を 200℃以下に冷却する必要があるため、約 250ｔ/日の内、約 120ｔ/日を減温塔の噴霧水（ボイラブロー水等のプラント排水約 30ｔ/日を含む）として利用します。その後、排ガス処理設備にて適正に処理を行い、排気筒から蒸気として大気に放出します。 残りの約 130ｔ/日は、エネルギー回収施設（焼却施設）での循環水（機器冷却水やボイラ給水等）のロス補給水、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）での水分調整のための調整水、リサイクル施設（選別破砕施設）での粉じん抑制のための散水、場内床洗浄水や車両洗浄水、生活用水等として利用します。 各施設で発生するプラント排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用する計画であり、有害物質が雨水排水とともに流出することはありません。
164	工事中の排出水に有害物質は含まれないのか。	工事中の仮設沈砂池等からの上澄み水に有害物質は含まれません。コンクリート工事に伴うアルカリ排水は、pH 調整を行った上で、排出します。
165	敷地内に降った雨水は調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流する。とあるが、排水には中間処理施設で散水された水や、搬入車のタイヤ洗浄、従業員の作業服の洗濯水等の水も含まれるはずで、それらを検査なしで公共用水域に流すならば、排水による汚染も考えられる。水質調査を継続的に実施してほしい。	各施設で発生するプラント排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用する計画であり、有害物質が雨水排水とともに流出することはありません。
166	施設内に降った雨水は汚染物質を含むのではないか。 施設内はクローズドシステムが基本、敷地内も廃棄物は雨水と接触しないようにしてあるが、何らかのトラブルで地下への浸透があるかもしれないので、放流時には水質検査してほしい。	調整池に流入する水は敷地内に降った雨水のみであり、施設からの汚水が流れ込むことはありません。 調整池の水質測定の頻度については、今後、上益城郡 5 町と協議を行い、決定したいと考えています。
167	工事中の水質汚濁について、定期的な調査の実施や、基準を超過した場合は工事の一時中止するなどの方針を示してほしい。	工事中の水質（水の濁り）については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 工事中において事後調査を行い、万が一、重大な環境影響を与えるような事態が発生した場合は、必要に応じて工事を一時停止し、追加の環境保全措置等を実施します。
168	上野八勢地区の八勢目鑑橋は重要な観光資源であり、景観資源であるので、調査対象としてほしい。特に水質調査は必ず行ってほしい。	八勢目鑑橋については、人と自然との触れ合いの活動の場として、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 なお、当該箇所は事業実施区域の上流側に位置しており、水質への影響は考えられないため、水質調査は行いません。
169	調査対象区域近傍に河川があるが、水質、水量や水生生物の調査は実施しているのか。	水質や水生生物の調査については、雨水排水の放流先の河川において、今後、詳細な調査を行います。
170	汚染物質が発生した場合、隣県の五ヶ瀬川に流れだすような事は無いのか。地下水脈等の調査は行ったのか。	五ヶ瀬川水系は、事業計画地からの雨水の放流先ではありませんので、影響は考えられません。 地下水については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。

表 5.2-1(25)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
171	農業に影響を与える水の流れや汚染の可能性があるので、調査してほしい。	各施設で発生するプラント排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用する計画であり、有害物質が雨水排水とともに流出することはありません。 水質（流量を含む）については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
172	上野地区にある元禄井手、寛永井手は、稲作のために先人が作り上げた用水路であり、現在も利用されている上野地区の財産である。水質調査、地下水調査、利用状況調査をしてほしい。	水質や地下水については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
173	事前に最低限半径 4km の範囲の水質調査、土壌調査、住民の健康調査を継続的に行ってほしい。	健康調査の実施は予定していませんが、水質や土壌については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 また、調査範囲は項目毎に環境影響を適切に把握できるように設定します。
174	底質について、詳細な調査を行い、供用後も常時監視してほしい。	各施設で発生するプラント排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用する計画であり、有害物質が雨水排水とともに流出することはないため、底質に与える影響はないと考えています。そのため、底質に関する調査は予定していません。
175	山間地にこのような施設を作ることにより、海への影響が無いのか。	水質の環境保全対策として、汚水は敷地外への排出を行わないクローズドシステムとすること、工事中の雨水は仮設沈砂池等に滞留させ、上澄み水を放流すること等を講じます。 水質については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。なお、海は影響範囲外となりますので、周辺河川を対象とします。
176	大量の地下水を使うことにより、下流域も含めて生活用水や農業用水が無くなってしまうのではないかと不安である。また、事業実施地域周辺には、地域住民が使用している湧水が多く存在している。 地下水について、施設建設前の状態を確認するために詳しく調査しておき、操業開始後も調査をして比較し、常時監視し、元の環境に影響を及ぼさないようにしてほしい。 熊本県の地下水の流れを考えると、事業実施想定区域が半径 4km というのは狭いはずであり、配慮が必要な区域の再設定を求める。 地下水の合理的な使用、涵養対策と水不足になった時の対応方法を示してほしい。	施設で使用する用水は、地下水の利用を基本として計画するが、熊本県地下水保全条例に基づき、地下水保全の観点から、雨水の活用や使用水の再利用等による地下水利用量の抑制を図るとともに、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、涵養対策については、今後、上益城郡 5 町と協議を行った上で決定します。 地下水については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 また、地下水の影響範囲については、事業計画等をもとに試算した結果を踏まえ、半径 1km を見込んでいます。
177	重要な地形及び地質については、方法書以降も選定しないとされているが、地震による影響範囲（日奈久断層との関連等）を詳しく調査すべきである。	事業実施区域には重要な地形及び地質は存在しないことから、評価項目として選定していません。また、評価項目については、本事業に起因する影響のみを選定するものであるため、地震による影響範囲を定めるものではありません。 なお、安全（防災）を環境影響評価項目として選定し、地震等の災害や不慮の事故に十分留意した設計検討を行います。

表 5.2-1(26)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
178	谷の埋め立て、山の伐採をしてしまうと、水の浸透がなく機能不全となり、土砂災害を引き起こす可能性があるのではないか。	土地の造成設計に当たっては、今後ボーリング調査を実施し、地盤の状況等を詳細に把握した上で、各種基準を満足する設計とします。 また、今後実施する林地開発許可の手続きにおいて、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から熊本県の審査を受け、各基準を満足する計画とすることで、安全を確保します。
179	山都町は全国一の有機農業者の町であり、もし何らかの物質が飛散し土壌に影響を及ぼすことがあっては困る。御船町だけでなく近隣の町も現時点での土壌調査と今後、継続定期調査をしてほしい。	土壌については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 また、土壌の調査地域については、エネルギー回収施設（焼却施設）の稼働に伴う排ガスの影響範囲を踏まえ、対象事業実施区域から約 1.5km の範囲（大気質予測の最大着地濃度出現距離の約 2 倍）を基本としています。
180	事業実施想定区域の周辺には、「九州中央山地国定公園」や「矢部周辺県立自然公園」がある。最近では、山都町で特別天然記念物の「ニホンカモシカ」が確認されたニュースもあり、昨今の気候変動により生態系にも変化が起きている。実際にどんな希少な動植物が生息しているか調査してほしい。	動物、植物や生態系については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、希少動植物への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
181	動物・植物の状況について、隣接する甲佐町、山都町、西原村も含めた調査をしてほしい。	本事業特性及び動物及び植物についての「熊本県環境影響評価技術指針」における参考項目等を踏まえて、ご指摘の町村における動物及び植物への影響は想定しておりませんが、調査の内容は、環境影響評価審査会にて学識経験者や専門家の委員の審査を受けて妥当性を審査して頂き、その結果を踏まえて現地調査を実施することになります。
182	事業実施想定区域から非常に近いところに鳥獣保護区があり、焼却施設からの排ガスが流れる可能性があるため、動物の調査をしてもらいたい。	エネルギー回収施設（焼却施設）の稼働に伴う排ガスについては、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、大気汚染物質の排出による環境への影響を低減できるよう、努めます。 このことにより、動物への影響も低減されるものと考えています。
183	御船町の地域連携保全活動事業の一環として 2022 年度に実施された上野・吉無田地域の植生調査でも希少種が発見されており、今後、当該地域が保護区の対象になることも十分に想定される。この植生調査の結果を環境配慮書に明記すべきである。また、今回の開発と、COP15 で提示されたビジョン、ミッションやターゲットとの整合性を明らかにすべきである。	ご指摘頂いた植生調査結果については、方法書に内容を記載しました。 また、本事業に係る動物、植物や生態系などの自然環境の保全については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、希少動植物への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
184	事業予定地周辺には植生自然度 10 のツルヨシ群落、植生自然度 9 の自然林、8 の常緑広葉樹林が分布している。	本事業に係る動物、植物や生態系などの自然環境の保全については、文献調査の結果を参考に、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、希少動植物への影響を回避又は低減できるよう、努めます。

表 5.2-1(27)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
185	景観への影響について、具体的な配慮内容を記載してもらいたい。	本事業における景観への環境保全措置は、以下のとおりです。 ・建物は周辺環境と調和のとれた親しみやすいデザインとし、圧迫感を感じさせないものとする。また、熊本県景観計画を踏まえ、周辺の景観へ配慮する。 ・建物の高さ及び面積は、必要十分なものとし、不必要に施設を大きくしない。 ・対象事業実施区域の周縁部はできる限り植栽に努め、建物の圧迫感を低減させるものとする。 ・屋外広告物を掲出する場合は、面積を最小限に抑えるとともに、色彩やデザイン等周辺の景観へ配慮する。 また、景観については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
186	景観資源を「七滝」のみとしているが、鼎春園、八勢目鑑橋があり、日向往環もある。また、手付かずの自然そのものが宝であり、地元の資料や地元の人の話を十分に聞いて配慮すべきである。	ご指摘頂いた景観資源については、方法書に記載しました。
187	主要な眺望点を「飯田山」のみとしているが、地元の話では他にもあり、それらの環境保全は重要で地元の自然財産である。景観への影響が懸念される。	景観の環境保全対策として、建物は周辺環境と調和のとれた親しみやすいデザインとし、圧迫感を感じさせないものとし、対象事業実施区域の周縁部はできる限り植栽に努め、建物の圧迫感を低減させる等を講じます。 景観については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
188	廃棄物焼却施設からは多くの温室効果ガスが排出される。また、熱エネルギーの再利用が持続可能と呼ぶのに値する最善策なのか、施設建設により失われる緑が吸収するはずだった二酸化炭素の量も踏まえて、検討してほしい。	エネルギー回収施設（焼却施設）やエネルギー回収施設（メタン発酵施設）で発電した電気（化石燃料を使用しない非化石エネルギー）は、自家消費・地域で利活用（売電）することで、電力会社の化石燃料による発電量の低減に貢献でき、温室効果ガス排出量を削減することができます。 また、焼却施設では化石由来プラスチックと廃油を焼却した重量に応じて温室効果ガス排出量がカウントされ、バイオマス由来の廃棄物を焼却しても温室効果ガス排出量はカウントされません。2030 年に向けては、プラスチック・廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが社会情勢として進むため、焼却処理による温室効果ガス排出量は自然と減少する見込みです。2030 年以降 2050 年に向けて、技術やコスト面での課題を解決することにより、廃棄物を焼却して発生する排ガスから CO_2 を回収し、回収した CO_2 を有効利用することでカーボンネガティブを目指す考えです。 温室効果ガス等については、今後、詳細な予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。
189	御船町の後期白亜紀の地層から恐竜の卵の殻の化石が発見された。化石について、専門家による調査を求める。専門家の調査の結果が出るまでは工事を凍結し、貴重な史料が発掘される可能性がある場合には、計画を中止してもらいたい。	文化財については、御船町教育委員会と意見交換しながら、対策や調査を検討します。

表 5.2-1(28)　配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
190	調査の様子や結果について、全ての人が閲覧できるようにホームページ等で公表してもらいたい。	調査の様子や結果については、準備書にて公表します。
191	搬出入車両が 330 台/日(片道)とされているが、車両の排気ガス等での汚染、騒音、交通事故の増加、交通渋滞、温暖化などが心配である。 具体的な対策を示してほしい。	交通量の増加に伴う影響については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 また、以下の環境保全対策を講じます。 ・一般廃棄物の搬入車両台数の縮減について、今後、上益城郡 5 町と共同で検討を進める。 ・廃棄物運搬車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止、地元車両優先、通学時間帯への配慮等、運転手に周知、徹底します。 ・対象事業実施区域への出入口には、必要に応じて誘導員を配置することで、交通事故の防止に努める。 ・対象事業実施区域の前面道路に受付、計量待ちの車両が並ぶことがないように、対象事業実施区域内に搬入車両の待機スペースを十分に確保することで、交通渋滞の発生を防止する。 ・特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止する。